






令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(第3回)事業計画案について

(単位:千円)


(1) エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 [計4事業:93,876千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	総事業費(千円)	担当課
①		令和4年度 ひとり親家庭等への生活支援臨時給付金 事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、生活が困窮しているひとり親家庭等への生活を支援するため、給付金を支給する。 児童扶養手当受給者410世帯・特別児童扶養手当受給者120世帯へ30千円を支給する。 (1)530世帯×30千円=15,900千円、(2)消耗品費一式90千円、(3)印刷製本費一式25千円 (4)通信運搬費 84円×530世帯×2回=90千円、(5)振込手数料(110円×530世帯)+(660円×30件)=79千円	16,184	子ども家庭課
②		令和4年度 就学援助費受給認定者家計支援事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、生活が厳しくなっている準要保護の認定を受けている世帯を支援し、児童生徒の就学を援助する。 準要保護認定世帯(一人親世帯を除く)へ20千円を支給する。 (1)交付金20千円×90世帯=1,800千円、(2)振込手数料110円×90世帯=10千円、 (3)通信運搬費84円×90世帯×2回=16千円	1,826	教育総務課
③		令和4年度 物価高騰等に直面する小中学生世帯への 学校給食費負担軽減事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費相当について、一定期間支援することで、保護者の経済的負担を軽減するもの。 町内外の小中学校へ就学する児童生徒2,861人の給食費3回分を無償化する。 (1)小学生1,750人×給食費5,130円×3回分=26,932,500円 中学生 961人×給食費6,120円×2回分=11,762,640円、961人×給食費4,420円×1回分=4,247,620円 合計42,943千円 (2)学校給食を受けない児童生徒 小学生7人×給食費5,130円×3回分=107,730円 中学生3人×給食費6,120円×2回分=36,720円、3人×給食費4,420円×1回分=13,260円 合計 158千円 (3)区域外就学児童生徒等 小学生40人×給食費相当額15,390円(限度額)=615,600円 中学生100人×給食費相当額16,660円(限度額)=1,666,000円 合計 2,282千円 (4)物価高騰による賄材料費一式 4,476千円 (5)消耗品費45千円、(6)通信運搬費(84円×2,721人)+(84円×140人×4回)=276千円、(7)振込手数料(110円×10件)+(110円×140件)=17千円、(8)給食管理システム改修に伴う委託料139千円	50,336	教育総務課
④		令和4年度 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に 直面する乳幼児保育世帯への給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、乳幼児を保育する世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 0歳児から5歳児までの未就学児がいる世帯へ20千円を支給する。 (1)1,250世帯×20千円=25,000千円、(2)消耗品費一式93千円、(3)印刷製本費一式53千円 (4)通信運搬費(84円×1,250世帯)+(94円×1,250世帯)+(84円×30世帯)=226千円、(5)振込手数料(110円×1,250世帯)+(660円×30件)=158千円	25,530	子ども家庭課


(2) 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 [計1事業：6,200千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	総事業費(千円)	担当課
⑤		令和4年度 エネルギー価格等の高騰に直面する社会生活サポート事業者支援事業	<p>コロナ禍においてエネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けている医療機関及び幼児教育・保育事業所の負担を軽減し、地域医療並びに幼児教育・保育環境の安定的な運営の支援を行うため、エネルギー・食料品価格高騰分を支援金として支給する。</p> <p>病院・診療所での電気代高騰分として、病院1ヶ月当り100千円、発熱外来機能維持加算1ヶ月当り100千円、診療所1ヶ月当り20千円を5ヶ月分支給する。</p> <p>私立幼稚園事業者1ヶ月当り60千円、私立保育所1ヶ月当り30千円、小規模保育所1ヶ月当り10千円を5ヶ月分支給する。</p> <p>(1) 病院100千円×5ヶ月×2病院=1,000千円、発熱外来機能維持加算100千円×5ヶ月×1病院=500千円、診療所20千円×5ヶ月×32診療所(医科18・歯科14)=3,200千円 交付金合計4,700千円</p> <p>(2) 幼稚園60千円×5ヶ月×3事業者=900千円、保育所30千円×5ヶ月×1施設=150千円、小規模保育所10千円×5ヶ月×9施設=450千円 交付金合計1,500千円 振込手数料の削除</p>	6,200	健康推進課・子ども家庭課


(3) 農林水産業における物価高騰対策支援 [計1事業：6,943千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	総事業費(千円)	担当課
⑥		令和4年度 エネルギー価格等の高騰対応及び省エネ型農業推進支援事業	<p>エネルギーをはじめ諸物価高騰の影響により、消費の減少や経営コストの負担増に直面している農業者に対しての持続的な事業経営の継続を支援するため、農業者応援金を支給する。</p> <p>園芸農家等資材高騰対策支援金として、園芸農家には、カーネーション1鉢当り11円、ポットマム1鉢当り2円、菊1本当り1.16円、トルコギキョウ1本当り0.96円を支給する。畜産農家には、飼養牛数1頭当り8,233円を支給する、ただし、1農業者につき500千円を上限とする。稲作農家には、令和4年度主食用米作付け2,100/10aを支給する、ただし、1農業者につき200千円を上限とする。クリスマスマーケット鉢花割引キャンペーンとして1鉢当り1千円の割引券を添付するに当り、割引相当額を農業者へ交付する。</p> <p>(1) 園芸農家(カーネーション60鉢×11円+ポットマム84鉢×2円+菊660本×1.16円+トルコギキョウ310本×0.96円)=1,892千円、(2) 畜産農家飼養頭数127頭×8,233円+上限162頭1件500千円=1,546千円、(3) 稲作農家7807.88a×2,100円/10a+上限10669.12a6件×200千円=2,840千円、(4) クリスマスマーケット鉢花割引キャンペーン割引金額1千円×500鉢=500千円、(5) 消耗品費一式165千円 振込手数料の削除</p>	6,943	農政課

(4) 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 [計1事業：16,096千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	総事業費(千円)	担当課
⑦		令和4年度 原油価格・物価高騰下における事業者応援金支給事業	<p>コロナ禍においてエネルギーをはじめ諸物価高騰の影響により、経済的な打撃を受けた事業者に対して、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた支援を行うため、事業者応援金を支給する。</p> <p>令和4年7月～12月において、令和元年から同3年までのいずれかの年の同月と比較し、売上金額20%以上減少した店舗や認定農業者等へ50千円を支給する。</p> <p>(1) 事業者応援金 50千円×320事業者=16,000千円、(2) 通信運搬費 84円×320件×2回=54千円、(3) 振込手数料 (110円×320件)+(660円×10件)=42千円</p>	16,096	商工観光課

(5) 地域公共交通や地域観光業等に対する支援 [計1事業：500千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	総事業費(千円)	担当課
⑧		令和4年度 エネルギー価格高騰下におけるタクシー事業者支援事業	<p>コロナ禍においてエネルギー高騰の影響を受けているタクシー事業者の負担を軽減し、地域に不可欠な交通手段の確保と事業継続を図るため、エネルギー価格高騰分を支援金として支給する。</p> <p>車両運行台数10台以上1ヶ月当り4万円、5台～9台1ヶ月当り2万円、5台未満1ヶ月当り1万円を5ヶ月分支給する。</p> <p>(1) 10台以上保有事業者40千円×5ヶ月×1社=200千円、5台～9台保有事業者20千円×5ヶ月×2社=200千円、5台未満保有事業者10千円×5ヶ月×2社=100千円、合計500千円 振込手数料の削除</p>	500	まちづくり政策課